

令和3年度第9回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年12月10日(金)
招集場所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	17番 中本公平委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 高田係長 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- カ 第6号 下限面積（別段の面積）の設定について
- キ 第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第9回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号10番の関本委員と議席番号11番の高橋委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、中本委員です。

審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

事務局より議案の取り下げ等について連絡します。

議案の取り下げですが、4ページ農地法第3条議案の番号50、車尾南1丁目の案件が取り下げられていますので削除をお願いします。

次に、追加議案です。机の上に配布している相続税の納税猶予の適格者証明1件を議案第7号としています。

次に、転用資料の修正分を配布しています。別紙5条申請転用理由、86番と87番の内容の修正です。読み替えをお願いします。

関本農業委員

質問します。4ページの農地法第3条の番号50の取り下げの件ですが、この方は7月にも取り下げられています。何の理由か分かりませんが、このように上がってきて、我々はそれなりに現場を調査している訳です、いろいろと。それなりに努力しているのに2回も取り下げるとするのは。受付時にもっと厳格にされるべきではないですかね。いかがでしょうか。

事務局（宅和事務局長）

申請があったら受け付けなければなりません。受け付けた後に審査を始めます。審査の最中にこれは難しいという事が出て来た場合、取り下げになる事があります。申請を頭から受付できないとする事は法律上認められておりませんので、そこは仕方無いものと思います。

関本農業委員

受付してはならないと言っている訳ではなくて、提出された時に調査なり、はっきり相手の意向を聞かれるべきではないですかね。途中で取り下げられるという事は、どこかに何か問題があった訳ですよ。2回目ですよ。今後こういう事があったら無いようにしていただきたいというのが要望事項です。

事務局（宅和事務局長）

そのような事が無いように、出来るだけ注意して受付指導したいと思います。

議長（田邊会長）

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、番号51の諏訪から番号53の彦名町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。場所はスクリーンをご覧ください。番号51番、52番、諏訪について説明します。申請地は181号線吉長交差点近くの農地です。51番52番共に、相続人不在の農地を取得された渡人が、受人を探されて贈与を行うものです。51番

は田 2 3 2 平方メートル、5 2 番は田 9 4 1 平方メートルです。取得後の経営面積は、5 1 番は 1 7 2 アール、5 2 番は 9 9 アールです。

番号 5 3 番の彦名町について説明します。申請地は、富益団地近くにある畑 3 筆、9 6 8 平方メートルの農地です。親族間でこの度合意され、贈与により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 1 3 1 アールです。

3 条許可案件は以上です。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします

議長（田邊会長）

担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

現地調査は 1 1 月 2 1 日に行いました。元々譲り受けてからずっと耕作の意思は全くなく、以前から依頼で耕作をされていた方にそれぞれ贈与するもので、許可については問題無いと考えます。

田口推進委員

現地調査は 1 1 月 1 9 日に公本農業委員、田口推進委員で行いました。現地はさつまいもを収穫したあとが残っていました。この 2、3 年、譲渡人が高齢で病気もあり、現在、南部町に嫁いでいる娘さん夫婦が定期的に通って、耕作し管理している状況という事です。この度、家族相談により、譲渡人の孫である南部町の長女夫婦の娘に譲渡することになったものです。下限面積は、農業者である父親の下限面積を使い、当面は南部町の譲受人家族 3 名で耕作をするという事で、特に問題はありません。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、6ページ番号83から番号84の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

83番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。場所は住宅に囲まれた耕作していない農地です。転用目的は一般住宅です。11月28日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成計画は現状のまま利用し、転圧、整地のみを行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック20センチを3段設置します。雨水は敷地内溜柵から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

す。84番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は住宅に囲まれた耕作していない農地です。転用目的は一般住宅です。11月28日に竹中農業委員、西村推進委員と現地確認を行いました。造成計画は現状のまま利用し、転圧、整地のみ行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック10センチを3段設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号85の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

85番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は画面をご覧ください。転用目的は一般住宅です。12月3日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は最高10センチの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界にコンクリートブロック20センチを2から3段設置します。雨水は敷地内溜桝に集水後、浸透桝へ放流し地下浸透とする計画で問題ありません。汚水は合併浄化槽から浸透桝へ放流し、地下浸透とする計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は三本松口駅から1キロ以内にあり第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号86から番号87の泉について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

関本農業委員

86番、87番の議案については一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については手元の書類をご覧ください。転用目的はともに太陽光発電施設です。86番は農業会議常設審議委員会案件のため、12月9日に箕蚊屋ブロックで現地確認を行いました。造成計画は2件ともに整地造成のみとし、排水のため1パーセントの勾配を取り、現状のまま利用します。土砂等の流出防止措置として、2件とも敷地境界に高さ20センチの土墨壁を築き、また境界から1メートル距離を取り緩衝地を設けます。ほか、セットバックした地点から防護フェンス高さ130センチを設置予定です。雨水は、2件とも基本的に地下浸透ですが、86番は面積も大きく形状も棚田の状況であるため、転用地の中央付近に排水パイプを2か所設置します。また、勾配をつけているため、北側の住宅側境界にもU字溝と雨水桝を敷設して最終的な流路として排水管を西側の農業排水路へ接続して流す計画です。87番は東側に素掘りの明渠排水路があり、地下浸透及び勾配による自然流下で流れる計画で問題無いと考えます。汚水の発生はありません。2件分の隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅用、公共施設等が連たんしている区域内に近接している区域の農地で第2種農地に該当します。転用については特に問題ないと思われま

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、8ページ議案第3号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

議案第3号の非農地認定の議案について説明します。机の上に資料として航空写真を置いていますのでご参照ください。それでは番号1から84まで一括して説明します。お手元の資料の1枚目が全体図で詳細図の区画割りを示したものです。2枚目以降の番号1から4までが該当地を示したものです。写真で見えていただいてもおわかりいただけると思いますが、現地は石州府のシャープの工場の周辺で、現況も全て原野等の様相を呈している所です。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いします。説明は以上です。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

先程の説明のとおり、全ての対象地域は原野化あるいは山林化しておりまして、非農地認定しても別に問題無い、適正であると考えます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、非農地と決定します。

続いて、13ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した農用地利用集積計(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、16ページ番

号12-1から20ページ番号12-14を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

16頁番号12-1から17頁番号12-2は、再設定です。18頁番号12-3から番号12-4は、新規設定です。番号12-5は、再設定です。番号12-6から19頁番号12-7は、新規設定です。番号12-8は、再設定です。番号12-9から番号12-10は、新規設定です。番号12-11から20頁番号12-13は、再設定です。番号12-14は、新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ所有権移転各筆明細について、番号12-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細について説明します。23ページ番号12-1は、いずれも規模拡大のため買い受けるものです。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、25ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号12-1から29ページ番号12-20までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得について説明します。25ページ番号12-1から29ページ番号12-20まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので17件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替えで1件、Dは期間満了による更新で2件です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、32ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照

会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、33ページ番号1から35ページ番号11までを一括審議します。番号11は、関係者の関本委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。33ページ番号1は米子では初めての配分です。大山町の耕作面積証明を頂いています。番号2から35ページ番号11は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに33ページ番号1から35ページ番号10について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号11について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、38ページ議案第6号をお願いいたします。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）の設定について、下記のとおり提案します。事務局より説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案第6号について説明します。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積(別段の面積)の設定について提案します。下限面積とは、農地の売買等をする場合の許可要件の一つで、許可後の経営農地の面積の下限を定めているものです。下限面積は、農地法施行規則の設定基準により、自然的、経済的条件から同一と認められる地域を設定区域として、10アール以上の面積で定めること。また、設定区域内において、下限面積未満の農家数が、設定区域内の農家総数のおおむね4割であることが基準となります。以上の基準を踏まえ、農業委員会では毎年、下限面積の検討をすることになっています。この度の設定方針としては、変更を行わないという提案を致します。農地台帳による集計の結果、一部の設定区域内において、現行の下限面積以上の農地を耕作している農家が増加し、設定区域内の経営面積別の比率から、下限面積の変更を行わない事が適当と考えられたためです。議案40ページをお願いします。各区域の現行の下限面積を表示しています。次に議案41ページをお願いします。設定区域ごとの経営耕地面積別農家世帯数一覧を表示しています。区域としては上から三つ目の、福生、福米をご覧ください。当該区域は、令和元年12月総会で、下限面積20アールと設定していますが、その時と比較して、10から15アール及び15から20アールの経営面積の世帯数が減少傾向にあり、経営面積別の世帯数から計算される構成比が10アールから15アールと15アールから20アールの世帯の合計でおおむね40パーセントに達しない状況となっています。同地区の下限面積は令和元年に引き下げたところであり、地区内の世帯数も少ないため変更を行わないものです。以上ご審議よろしくをお願いします。

議長(田邊会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、原案のとおり、下限面積を設定することに決定します。

続きまして、追加議案第7号をお願いします。相続税の納税猶予に関する適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農用地に係る相続税の納税猶予について、申請者が同法施行令第40条の7第2項の規定に該当する適格者であることを次のとおり証明したいので、審議を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局（高田係長）

申請者から、計3筆2,709平方メートルのうち、1筆748平方メートルについて相続税の納税猶予に関する適格者証明を受けたいという申し出がありました。大太農業委員、大田推進委員と現地確認をし、適正に耕作管理されていました。ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

ただいま事務局より説明のありました審議事項について、何かご意見はございませんか。

無いようですので、申請者は適格者である旨を証明したいと思います。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

42ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、43ページから45ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、10件を受理しています。

次に、46ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について4件を受理しています。

次に、47ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、48ページの農地転用現況確認書交付について、5件を交付しています。

次に、49ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局(宅和事務局長)

去る11月24日に運営特別部会を開催しました。既に文書でご案内していますが、部会では、研修視察の件と市長との懇談会の開催について協議されました。先ず、コロナ禍で中止していました研修視察については、委員さんの任期が残り約1年半となりますが、その間に3班に分けて研修視察を行う方針が出ました。研修は日帰りで行うこととし、行き先は山陰両県までとしようと思いますが、いかがでしょうか。

議長（田邊会長）

皆さんの方で何かありましたら。

森中農業委員

研修費も予算の中でまかなえるという事でよろしいでしょうか。

議長（田邊会長）

基本的に持ち出し無しで考えています。他に皆さんの方で何かありませんか。

事務局(宅和事務局長)

視察ですが、令和3年度に1回、令和4年度に2回と思っています。視察の第1弾として令和4年2月頃に、令和2年度に視察予定であった米子中央ブロック、弓浜第1ブロックの委員さんを対象に、事務局で調整したいと思います。令和3年度と令和4年度視察予定の委員さんは、令和4年度中に日程を組んで行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（田邊会長）

以上の予定で行こうと思っていますが、よろしいですか。

(異議なしとの声)

それでは、この方向で進めます。

事務局(宅和事務局長)

次に、市長との懇談会の開催ですが、日時は令和4年2月15日の火曜日の午前中で現在調整しています。既にご案内のとおり、懇談会に参加するメンバーを会長、会長職務代理者、その他の農業委員から5名、推進委員から5名で臨みたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（田邊会長）

どうでしょうか。

尾坂推進委員

今回の懇談会につきましては、認定農業者さんを選出したらと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（田邊会長）

それぞれ推進委員さんと農業委員さんに分かれていただいて、中で決めてもらえませんか。中で認定農業者だから出てもらえないかとかありましたら話しをしていただければと思います。とりあえず分かれて決めていただきたいですけど、どうでしょうか。

矢倉農業委員

それでもいいけども。質問事項を書いて来いってあったけども。

角会長職務代理者

出してもらった質問は、事務局でまとめて1月の総会の時に皆さんにお渡しします。

矢倉農業委員

その時ではいけんかや。

議長（田邊会長）

とりあえず、今日決めたいなと思っています。

森中推進委員

それがいい。

議長（田邊会長）

そうしたら分かれてもらいます。

（メンバー選抜）

事務局（宅和事務局長）

決まりましたので発表します。農業委員から矢倉委員、富田委員、大太委員、田中委員、竹中委員、推進委員から能登路推進委員、福島推進委員、池口推進委員、田口推進委員、廣東推進委員、あとは会長と会長職務代理者の合計12名です。

議長（田邊会長）

そうしますと、今10名決まりましたけども、懇談会に臨みたいと思います。それと、私の思いですけども、来年度以降、JAと行政、農農業員会、中間管理機構と、それぞれ地元の担い手の人、特に担い手の人は弓浜と水田地区で分かれると思いますので、2つくらいに分かれて、地元の担い手の人と懇談会を持ちたいと思っています。また企画したら、皆さんと相談したいと思いますので、よろしくお願ひします。事務局から事務連絡をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

1月定例総会につきましては、1月7日（金）米子市役所旧庁舎3階603会議室での開催予定としておりますのでご注意ください
ようお願いします。

次に、12月の農地相談は12月14日（火）米子市淀江支所、12月16日（木）成実公民館で行います。

次に、12月分の活動実績報告書ですが、1月6日（木）までにご提出いただけますと助かります。

日頃から農地パトロールなど活動をされていることかと思いますので、報告書の提出をいただきますようお願いします。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして第9回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員